

# 安全性を確保するための管理の計画

## 申請者名

|  |
|--|
|  |
|--|

以下の事項が定められた文書が社内発行されており、当該文書の規定に従って、安全性を確保するための管理が行われる。

1. 型式認証等の取得者の責任
2. 無人航空機等の使用（運航）者を管理すること
3. 定期的な運航状況を収集すること（故障、不具合及び欠陥に関する情報の収集を含む。）
4. 自社における他型式機の事故、インシデント情報等を収集すること
5. 情報の分析及び評価、型式認証形態への反映、体制構築等
  - 3 及び 4 で得られた情報の分析及び評価を行うこと。
  - 分析及び評価の結果、必要により型式認証形態への反映を行うこと。
  - これを行うための品質管理及び品質保証体制を構築すること。
6. 使用者に技術情報を提供すること
7. 航空局に必要な報告を行うこと

※ 第二種型式認証の申請者は、型式認証取得前までにこの文書に申請者名を入力して、航空局に提出して下さい。提出先は以下のとおりです。

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター

E-mail : cab-aecc-drone-tcq@gxb.mlit.go.jp

※ この計画に沿った対応をするための具体的な手続きは、航空局のホームページで公開されている第一種型式認証用の「参考事項を記載した書類（安全性を確保するための管理の計画）」の記載例を参考に社内で設定する必要があります。ただし、社内規定の文書名や文書番号は、この文書に記載する必要はありません。

※ 計画のとおりに安全性を確保するための管理が実施されていないことが明らかになった場合等には、社内に構築されたプロセスが適切に機能しているのか確認を行う場合があります。